

個人情報保護法の改正について

弁護士 [松田 章良](#)
弁護士 [池田 美奈子](#)
弁護士 [藤並 知憲](#)

第1 はじめに

個人情報保護委員会（以下「個情委」といいます。）は、2026年4月7日、閣議決定された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」といいます。）の内容等を公表しました¹。改正法案は、今特別国会で成立する見込みであり、成立後、公布日から2年以内に施行される予定です。

本稿では、改正法案による個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」といいます。）の改正点のうち、実務上重要と思われる事項について解説します。なお、改正法案には、行政機関等に適用される個情法第5章に関する改正も含まれていますが、本稿では、個人情報取扱事業者を対象とした改正点に絞って解説します。

第2 改正法案の主要ポイントとその概要

1 統計作成等に係る例外規定の新設

現行の個情法においても、特定の個人との対応関係が排斥されている統計情報については、個情法の規制の対象外と理解されており²、また統計データへの加工を行うこと自体を個人情報

¹ <https://www.ppc.go.jp/news/press/2026/260407/>

² 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」2-8、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」3-1-1、『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A』QA1-17等を参照。

報の利用目的（個情法 17 条 1 項）として特定する必要はないとされています³。もっとも、現行の個情法では、最終的に統計情報の作成等を想定する場合でも、個人情報として取得し、また個人情報取扱事業者のもとで個人データである情報を第三者に提供する場合には、要配慮個人情報の取得（個情法 20 条 2 項）や個人データの第三者提供（個情法 27 条 1 項）等について、原則として本人同意を要します。

改正法案では、統計作成等⁴にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意のない個人情報等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得が可能とされています（改正法案 30 条の 2）。従前、AI 等の機械学習に伴うウェブスクレイピングによる個人情報の取得に際して、本人同意なく要配慮個人情報を取得してしまうことが個情法 20 条 2 項に抵触するとの指摘がなされていましたが⁵、改正法案によりこの懸念が解消されることとなります。また、個人データの第三者提供規制の緩和により、複数の事業者が有する個人データを、統計情報として横断的に解析することが可能となることも期待されます。

2 本人の権利利益を害しないことが明らかである場合の本人同意に関する例外規定の新設

個情法では、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供等には、原則として本人の同意が必要であるとの規制がなされています（個情法 18 条 1 項、同 20 条 2 項、27 条 1 項）。

改正法案では、「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」について、本人同意を不要とし（改正法案 18 条 3 項 7 号、同 20 条 2 項 7 号、同 27 条 1 項 8 号）、上記本人同意原則に対する新たな例外を設けています。具体的に、「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」が何を指すかについては、個情法施行規則で詳細が定められる予定ですが、①ホテル予約サイトを用いてホテルを予約した利用者の個人データ（予約者の氏名等）を、当該ホテル予約サイトの運営事業者が予約ホテルに対して提供する場合や、②金融機関で送金指示を行った送金者の個人データ（送金者の情報）を、送金指示を受けた送金元金融機関が送金先金融機関に対して提供される場合等が想定されています。従前、このようなケースについては、本人の黙示の同意や包括的同意が存在するという解釈による実務的な対応も試みられていたように思われますが、改正法案により、立法的な手当てがなされたと評価できます。

³ 上記 Q&A・QA2-5

⁴ 改正法案 2 条 13 項により「統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。」と定義されおり、詳細は施行規則で定められるものと考えられます。

⁵ 個人情報「OpenAI に対する注意喚起の概要」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_AI_utilize.pdf）1(1)を参照。

3 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の新設

上記1及び2でも述べた本人同意原則については、現行の個人情報法上、①人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合、及び②公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合という例外規定が存在しますが、いずれも「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件も課されています。

改正法案では、上記①及び②の場合について、「本人の同意を得ることが困難であるとき」に加え、「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」にも、本人同意を不要とするものとされています（改正法案18条3項2号・3号、同20条2項2号・3号、同27条1項2号・3号）。具体的に、どのようなケースが「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」に該当するかについては、個人情報委のガイドライン等で明確化することが予定されていますが、本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置（氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等）が講じられている場合が想定されています。

4 子供の個人情報の取扱いに関する規律

現行の個人情報法には、子供の個人情報の取扱いに関する特別の規定は存在せず、個人情報委のガイドライン及びQ&Aに若干の記載があるのみとなっています⁶。他方で、EUの一般データ保護規則（GDPR）をはじめとする諸外国のデータ保護法では、子供に対する特別の保護に関する規定を設ける例⁷が多く、我が国においてもその導入の必要性を指摘する意見もあったところ⁸です。

改正法案では、諸外国の規制や国内での議論も踏まえ、本人が16歳未満の者である場合について、同意取得や通知等については法定代理人を対象とすること（改正法案40条の2）や、保有個人データの利用停止等の請求の要件を通常よりも緩和する規定（改正法案35条9項・10項）を設けています。特に同意取得者を法定代理人とする点については、個人情報の取得等に当たったのオペレーションの変更を検討する必要がある事業者も少なくないものと考えられます。

5 顔特徴データ等に関する規律

現行の個人情報法では、特定の個人を識別できる顔特徴が含まれる情報は個人情報に該当するものの（個人情報法2条2項1号・同施行令1条1号ロ）、他の個人情報と比較して特別な規律が設けられているわけではありません。

⁶ 上記ガイドライン（通則編）2-16、上記Q&A・QA1-62

⁷ GDPR8条、米国のCOPPA（児童オンラインプライバシー法）、中華人民共和国個人情報保護法31条等

⁸ 主婦連合会『『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理』に関する意見』（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20240731_kentohkai_shiryoku-2.pdf）2頁等

改正法案では、新たに「特定生体個人情報」という概念が新設されています（改正法案 16 条 5 項）。具体的にどのような情報が特定生体個人情報に該当するかについては、個人情報施行令で定められるとされていますが、顔特徴データ等（顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたもの）が想定されています。顔特徴データ等を取り扱う場合には、原則として、名称、住所、特定生体個人情報を取り扱うことやその利用目的等を周知することが義務付けられています（改正法案 21 条の 2）。また、顔特徴データ等については、原則として、違法行為等の有無を問わずに利用停止等請求ができることとされています（改正法案 35 条 7 項）。

顔特徴データの取得等については、その特性やプライバシーとの関連で種々の懸念点や留意点が指摘されてきたところであり⁹、一定の立法的解決を図ったものといえます。

6 漏えい等報告・本人通義義務の緩和

現行の個人情報法では、個人情報法施行規則 7 条各号で定める事由に該当する個人データの漏えい等が生じた場合、個人情報取扱事業者は、一律に個人情報への報告義務を負い、また本人への通知が困難な場合を除き一律に本人通知を行う必要があるとされています（個人情報法 26 条・同施行規則 8 乃至 10 条）。

改正法案は、本人通知義務について新たな例外を設け、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合には、漏えい等が生じた場合の本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとしています。なお、どのような場合が「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない」かについては、個人情報法施行規則で詳細が定められる予定ですが、サービス利用者の社内識別子（ID）等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合等が想定されています。

現行の個人情報法に対する個人情報委の見解によると、個人情報取扱事業者にとって個人データに該当すれば、当該個人情報取扱事業者以外の者にとっては無意味と思われる情報の漏えい等についても個人情報委への報告及び本人通知の対象となっており¹⁰、このような規制の在り方には疑問を呈する見解も存在しました¹¹。改正法案により、このような場合における本人通知義務が緩和されることとなります。

7 特定の個人への働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律

⁹ 個人情報委「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kaoshikibetsu_camera_system.pdf）12 頁以下、総務省・経済産業省「カメラ画像利活用ガイドブック Ver3.0」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000803603.pdf）25 頁以下等

¹⁰ 上記 Q&A・QA6-10

¹¹ 例えば、岡村久道『個人情報保護法（第 4 版）』（商事法務、2022 年）292 頁、岡田淳＝北山昇＝小川智史＝松本亮孝『個人情報保護法』（商事法務、2024 年）284 頁等

改正法案は、住所、電話番号、電子メールアドレス及びCookie等の特定の個人への働きかけが可能となる情報が含まれる個人関連情報を「連絡可能個人関連情報」と新たに定義し（改正法案2条8項）、連絡可能個人関連情報の不適正利用及び不正取得を禁止します（改正法案31条の2）。

8 課徴金制度の導入

改正法案では、違反行為者に対する課徴金納付命令制度が導入されています（改正法案148条の3乃至17）。同制度については、課徴金制度の導入に慎重な姿勢を示していた経済団体等の意見¹²を踏まえてか、一定の重大な違反行為により個人の権利利益等が侵害された場合について、違反行為をやめることの対価として財産的利益等を受けた個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為により得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命じるものとされており、課徴金納付が命じられる場面及び金額の両面において、相当限定的な制度となっています。意図的に違反行為を行うことで財産上の利益を得ようとする悪質なケースなどが想定されます。

第3 まとめ

改正法案は、統計利用の円滑化や本人同意規制の緩和を通じてデータ利活用の促進を図る一方で、子供の個人情報や顔特徴データ等の規律強化により権利利益の保護を図る内容となっているといえます。

とりわけ、AI・データ分析の活用、マーケティング手法、顧客管理の在り方など、従来はグレーゾーンと評価されがちであった実務について、規制が明確化された点は企業活動をクリアに行える点で歓迎すべき内容といえます。

もっとも、同意取得の要否、社内オペレーションの変更、既存システムや規程への影響は事業内容により大きく異なるため、形式的な対応ではリスクが残る可能性があります。クライアントの皆様においては、施行までの猶予期間を見据え、自社のビジネスに即した影響分析と実務対応の検討を早期に進めていただければと存じます。

¹² 日本経済団体連合会「『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理』に対する意見 ―課徴金等関連部分を中心に―」10、11頁（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20240731_kentohkai_shiryuu-7.pdf）等

【執筆者】



[松田章良](#)

Email: amatsuda@iwatagodo.com

2006年東京大学法学部卒業、2015年Columbia Law School (LL.M.) 修了 (Harlan Fiske Stone Scholar 受賞)。2008年弁護士登録、2019年NY州弁護士登録。個人情報保護、国際関係法務・渉外業務 (取引)、IT・サイバー法に係る案件、国際仲裁・国際紛争解決案件、大規模かつ複雑な訴訟・紛争解決案件を主に取り扱う。



[池田美奈子](#) (弁護士)

Email: minako.ikeda@iwatagodo.com

2009年Michigan Law School (LL.M.) 修了、2010年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010年NY州弁護士登録、2013年弁護士登録。コーポレート案件、クロスボーダーの取引案件を中心に、データ・プライバシーやヘルスケア分野の案件を多く手掛ける。



[藤並知憲](#) (弁護士)

E-mail: tomonori.fujinami@iwatagodo.com

慶應義塾大学法科大学院終了、2015年弁護士登録。個人情報に関する相談、紛争対応やジェネラルコーポレートを中心に企業法務全般取り扱う。2024年1月から2025年12月まで、個人情報委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報: newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。